

交通事故がおきたら

車の運転の停止

- ・すぐに車の運転をやめてください。
- ・他の交通のじゃまにならないように、車を路肩や空き地などの安全な場所に移動させます。

救急・警察への通報



- ・けがをした人がいるときは、救急車(電話番号:119番)を呼びます。
- ・救急車が来るまでは、けが人をむりに動かさず、オペレーターの指示に従い、止血などできる範囲の救護をしてください。

- ・けがをした人がいるかいないかにかかわらず、警察(電話番号:110番)に通報する必要があります。



- ・警察官が来るまで、立ち去ってはいけません。
- ・警察官が来たら、事故の状況を報告し、現場の確認をしてもらいます。

医師の診断

- ・事故がおきた時には、けがをしていない、軽いけがなどと思っても、あとで重いけがであったことがわかる場合があります。
- ・速やかに医師の診断を受けておいたほうがいいでしょう。

交通事故証明書の申請

- ・交通事故の後に様々な支援を受けるための手続きに「交通事故証明書」が必要になることがあります。
- ・「交通事故証明書」は、自動車安全運転センターに申請して取得することができます。申請の手続きは、事故の届出をした警察署に問い合わせてください。
- ・なお、警察に届出をしていない事故の「交通事故証明書」は申請することができません。交通事故がおきたら必ず警察に通報してください。

<https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/annai.html>

